

でんき契約約款（関西電力・KDDI）料金表（UQ でんき） 新旧対照表 [2020年4月1日実施]

【旧】でんき契約約款（関西電力・KDDI）料金表（UQ でんき）（2019年10月1日実施）	【新】でんき契約約款（関西電力・KDDI）料金表（UQ でんき）（2020年4月1日実施）
<p>1 契約種別</p> <p>この料金表の契約種別は、UQ でんきM（関西D）（以下「種別M」といいます。）といたします。</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとにでんき約款別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が原則として400ボルトアンペアをこえること。</p> <p>ロ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>ハ 1 需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において関西電力またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、関西電力の供給設備の状況等から関西電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>1 契約種別</p> <p>この料金表の契約種別は、UQ でんきM（関西D）（以下「種別M」といいます。）といたします。</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。</p> <p>イ 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとにでんき約款別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が原則として400ボルトアンペアをこえること。</p> <p>ロ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>ハ 1 需要場所において関西電力株式会社（以下「関西電力」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。</p> <p>ただし、1 需要場所において関西電力お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）またはこの料金表の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、関西電力当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から関西電力当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、関西電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>1 (2)～(4) (略)</p>
<p>2 承諾の限界および遵守事項</p> <p>(1) 承諾の限界</p> <p>KDDI は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、お客さままたはお客さまの同居の家族によるでんき約款で定めるKDDI サービスの利用状況、UQ または UQ モバイル沖縄株式会社（以下「UQ 沖縄」といいます。）が提供するサービス（以下「UQ サービス」といいます。）のお客さまによるご利用状況、供給設備の状況、料金の支払状況（KDDI の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、UQ サービス料金の支払状況（他の UQ でんきの料金等の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 承諾の限界および遵守事項</p> <p>(1) 承諾の限界</p> <p>KDDI は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、お客さままたはお客さまの同居の家族によるでんき約款で定めるKDDI サービスの利用状況、UQ または UQ モバイル沖縄株式会社（以下「UQ 沖縄」といいます。）が提供するサービス（以下「UQ サービス」といいます。）のお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（KDDI の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、UQ サービス料金の支払状況（他の UQ でんきの料金等の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>11 違約金</p> <p>(1) お客さまがでんき約款 28（供給の停止）(2)もしくはハまたはでんき約款 38（解約等）(3)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、でんき約款および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。</p>	<p>11 違約金</p> <p>(1) お客さまがでんき約款 28（供給の停止）(2)もしくはハまたはでんき約款 38（解約等）(3) 次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。</p> <p>イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合</p> <p>ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合</p> <p>ハ でんき約款 38（解約等）(3)に該当する場合</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、でんき約款および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。</p>

■ 附則

[旧] でんき契約約款（関西電力・KDDI）料金表（UQでんき）（2019年10月1日実施）	[新] でんき契約約款（関西電力・KDDI）料金表（UQでんき）（2020年4月1日実施）
このau でんき料金表は、2019年10月1日から実施いたします。	このau でんき料金表は、 2019年10月1日 2020年4月1日から実施いたします。